

意見の概要	市の考え方（対応）
<p>単位面積当たりの消雪必要散水量0.45L/分について、河川の伏流水が混じる地域の地下水温は低く、より多くの散水量を必要とするため、地下水温に応じた必要散水量に改正すべき。</p>	<p>地下水温は地域や井戸構造により変化するため、公共用井戸の地下水温の平均値12℃を必要散水量算定の係数に用いています。井戸ごとに地下水温を考慮するには、掘削後やポンプ引上げ後に地下水温を測定して必要散水量を判定することとなり、井戸を速やかに設置することに支障が生じると考えられます。そのため、実際の地下水温から必要散水量を算定することは難しいと考えています。</p>
<p>地下水温が低い地域では、消雪散水の機能が働かない実情がある。</p>	<p>節水のため、許可水量に応じた吐出口径を25mmから段階的に区分することで揚水量の抑制を図っていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>地盤沈下が進行している重点区域内の住宅用地は、吐出口径の上限を32mm以下としており、規定の変更は考えていません。</p>
<p>許可水量について、吐出口径25mm以下、32mm以下、40mm以下の区分があるが、50mm以下に統一してほしい。また、重点区域内の住宅用も50mm以下としてほしい。</p>	<p>条例の目的である、地盤沈下の抑制と生活環境の保全のために条例改正を進めています。地下水は、一部の地域の過剰な揚水でも他の地域に渇水などの影響が生じる恐れがあります。影響調査を実施しても、具体的な判定をすることは困難と考えます。手続きは地下水の保全のため、無許可での行為に対して是正措置の命令や罰則を行うことを鑑みて、変更は考えていません。</p>
<p>市全体での節水で揚水量を削減し、地盤沈下の進行を遅らせるという根拠のない理屈により、その他区域にも不要な規制を強いていることに大きな問題がある。その他区域は一定規模以上の工場や施設などの場合のみ、周辺への科学的な影響調査を実施して調整するだけでよく、手続きは届け出に見直すべき。</p>	<p>重点区域内には40m前後の井戸が集中しているため、より深い層（60m以深）から取水することで、地盤沈下の抑制が期待できると考えています。重点区域内の同口径の揚水機の更新許可についても、60m以深への転換が進むことを目的としています。</p>
<p>その他区域は増加掘削を認めても問題ないが、重点区域内は地盤沈下などの公害対策のため、緩和すべきでない。</p>	<p>条例の趣旨を鑑み、生活環境の保全のために条例改正を進めています。</p> <p>除雪費の補助については、高齢者と要配慮世帯を対象に除雪援助事業を行っています。</p>
<p>「井戸の規制は事業継続に支障が見込まれる」とあるが、地下水でなければ事業活動が困難だとする規制解除に都合の良い解釈と感じられる。井戸の規制を解除するのではなく、除雪費の補助を予算化してはどうか。高齢者世帯に対する助成にもなると思う。</p>	<p>許可水量の区分に対応する揚水機の口径については、複数のメーカーのポンプ能力を参考にして定めています。市内で主に使用されているポンプメーカーの仕様を確認し、より実情に近い能力に応じた適正な区分となるよう見直しを行います。</p>
<p>揚水機の口径に対する最大許可水量が水中ポンプの最大能力に匹敵し、余裕がないため、水量不足になっている。魚沼市と比べると、許可水量に対する揚水機の口径が厳しすぎるため、最低限の消雪が可能である数値に改正してほしい。</p>	<p>今回の改正案は、既設の井戸の故障などで必要となる改修費用や新たな設備投資による事業の継続・生活への支障を考慮し、生活環境の保全を目的としています。既設井戸と同規格の井戸であれば総揚水量に変化はありませんが、新規の掘削は総揚水量の純増となるため、市の条例による地盤沈下の抑制が必要であると考えています。</p>
<p>既設井戸と同一規格の井戸の掘替えやポンプ交換を認めた場合、新規に掘削する人との不公平感が増す。その他区域では、新規、更新とも魚沼市の算出方法を用いれば問題は少なくなると思う。</p>	